

平成 24 年 1 月 2 日

各地方自治体 担当者 殿

消費者庁	消費者安全課
厚生労働省	老健局振興課
経済産業省	商務情報政策局ヘルスケア産業課医療・福祉機器産業室
経済産業省	商務流通保安グループ製品安全課

医療・介護ベッドに係わる事故の再発防止について（協力依頼）

医療・介護ベッドに係わる事故の危険性等につきましては、事業者や行政（消費者庁、厚生労働省、経産省）から、度々注意喚起を行ってまいりましたが、依然、死亡事故・重大事故が続いています。今年度も既に 4 件の死亡事故が発生しております。

こういった現状を踏まえ、この度、消費者庁では「実際の介護者に注意喚起がどの程度伝わっているか」等を把握するため、全国の在宅介護者向けにアンケート調査を行いました。

その結果、これまでの事業者や行政からの注意喚起が、実際の在宅介護者の半数以上に伝わっておらず、伝わっていたとしても、危険性を感じず対策も講じていない介護者が多いという結果となりました（詳細は別添 1、2 を参照）。

つきましては、少しでも多くの方に当該事故の危険性を知っていただくため、各地方自治体の担当者の皆さまにおかれましては、住民の方を対象とした定期広報誌（市報、区報、町報、村報など）に下記のマークを載せていただくよう、お願いいたします。

なお、可能な限り、目立つ位置（市報、区報、町報、村報の 1 面など）に載せていただくようお願いいたします。



介護ベッドにかかる事故の危険性等がわかるマーク

平成24年11月2日

各福祉用具貸与事業者 殿

消費者庁 消費者安全課
厚生労働省 老健局 振興課
経済産業省 商務情報政策局ヘルスケア産業課医療・福祉機器産業室
経済産業省 商務流通保安グループ製品安全課

医療・介護ベッドに係わる事故の再発防止について（緊急依頼）

医療・介護ベッドに係わる事故の危険性等につきましては、事業者や行政（消費者庁、厚生労働省及び経済産業省）から、度々注意喚起を行ってまいりましたが、依然、死亡事故・重大事故が続いています。今年度も既に4件の死亡事故が発生しております。

こういった現状を踏まえ、この度、消費者庁では「実際の介護者に注意喚起がどの程度伝わっているか」等を把握するため、全国の在宅介護者向けにアンケート調査を行いました。

その結果、これまでの事業者や行政からの注意喚起が、実際の在宅介護者の半数以上に伝わっておらず、伝わっていたとしても、危険性を感じず対策も講じていない介護者が多いという結果となりました（詳細は別添1，2を参照）。

つきましては、各福祉用具貸与事業者の皆さまにおかれましては、以下の取組を徹底し、事故の再発防止に努めていただきますよう、お願いいたします。

介護ベッドに係わる事故の危険性及び対応策について、速やかに実際の介護者に対して説明すること。また、貸与時もしくはモニタリング時にも、当該危険性及び対応策について必ず伝えること。

なお、説明時にお使いいただく資料の一例として、事故再発防止にかかるチラシを添付いたしますので、適宜ご活用下さい。当該チラシについては、以下の URL から取得可能です。

※http://wwwtest.caa.go.jp/safety/pdf/121101kouhyou_2.pdf

【問い合わせ先】

消費者庁消費者安全課 河岡、小林

TEL : 03(3507)9202 (直通)

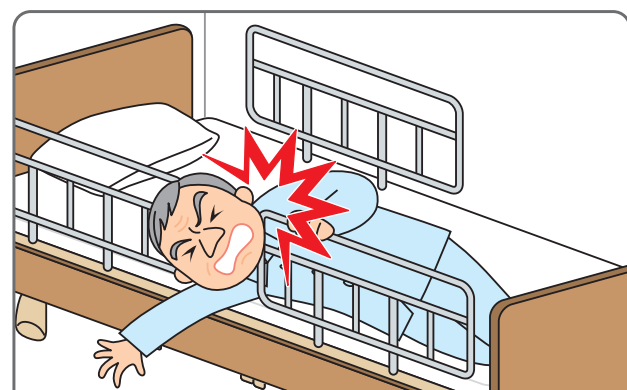
HP : <http://www.caa.go.jp/>

あなたの注意で事故は未然に防げます。チェックリストで確認を!!

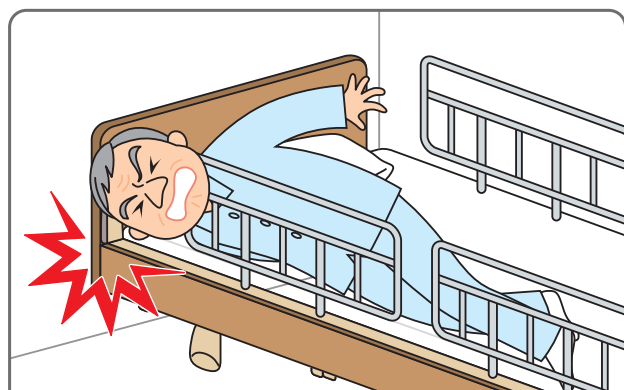
すき間 **チェック①!**

認知機能障害など予測できない行動をとる方や片マヒなどの障がいがある方は、特にサイドレールのすき間などに注意して下さい。

すき間に首が入り込む事故が多発しています。

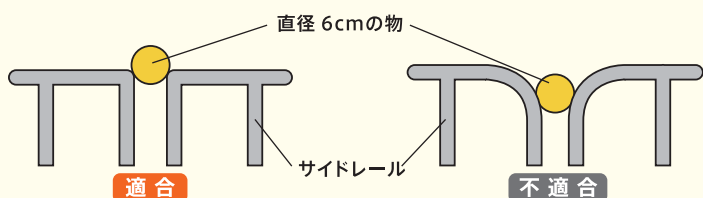


サイドレールとサイドレールのすき間



ボードとサイドレールのすき間

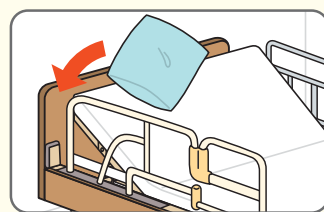
介護ベッドのJIS規格では、図のようにサイドレールとサイドレールのすき間に直径6cmの硬い円柱状の器具が入らないこととされています。



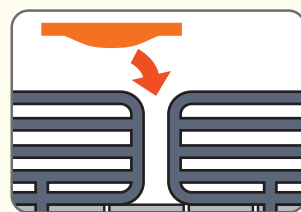
確認してみよう 安全確認スケールを当てて、直径6cmの物が入りそうなすき間がないか確認しましょう。

すき間があるときの解決策

- ヘッドボードとサイドレールのすき間をクッションなどを入れてうめましょう。
- スペーサーなどによりサイドレールとサイドレールの間にはさまらないようにしましょう。
※メーカーにより対応が異なります。詳しくはメーカーにご確認下さい
- 危険なすき間がないサイドレールに交換しましょう。



クッションなど

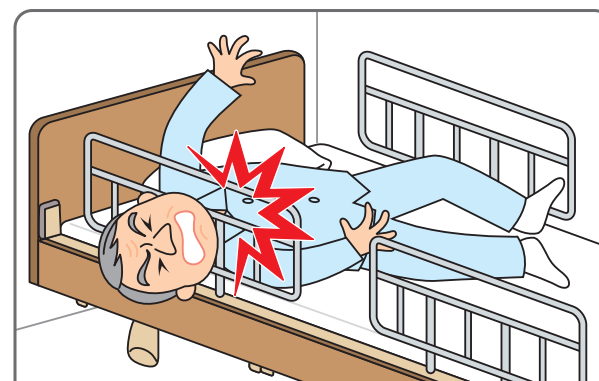


スペーサー

安全確認スケール すき間確認にご利用ください。



12cm以上のすき間があると……
サイドレールの中に頭が入り、窒息事故が発生しています。



サイドレール内のすき間

確認してみよう

安全確認スケールを当てて、直径12cmの硬い物が入るすき間がないか計測しましょう。

すき間があるときの解決策



サイドレールカバー



ベッド用グリップカバー

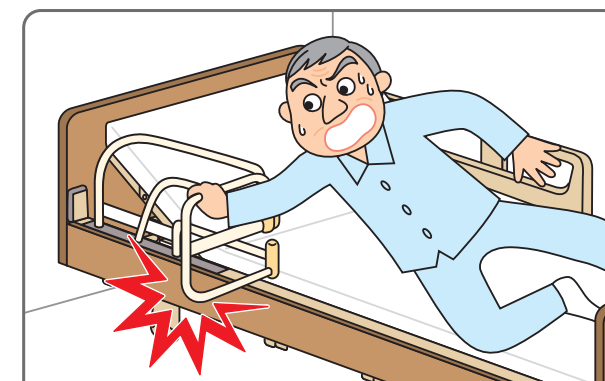
をご利用ください。

※メーカーにより対応が異なります。詳しくはメーカーにご確認下さい

固定 **チェック②!**

ベッド用グリップの固定を確認していますか？

しっかり固定していないと……
立ち上がる時に転倒し骨折する原因になります。



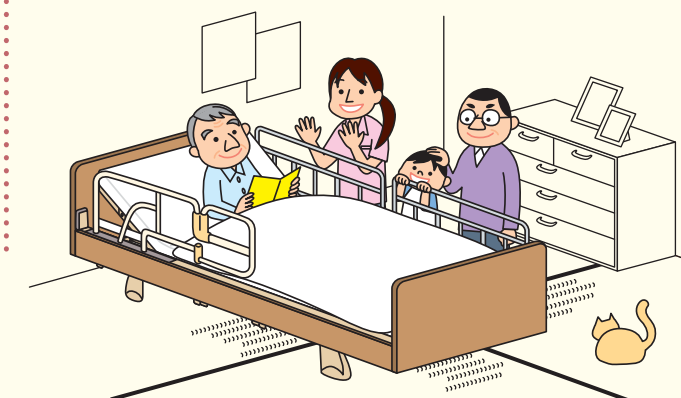
未固定による転倒・骨折

実際にやってみよう!

首振り機構の固定、ベッドへの固定は确实ですか？

その他 **チェック③!**

●取扱説明書をよく読んで正しく使いましょう。





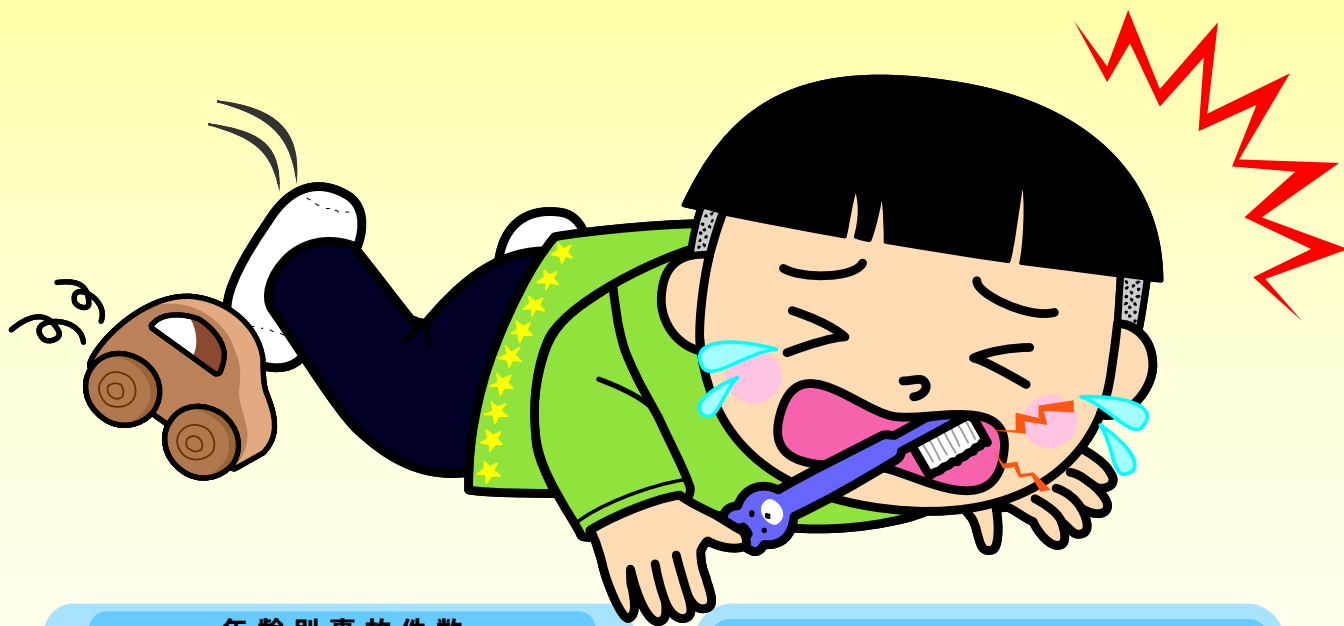
歯みがき 事故

乳幼児が歯みがき中にけがをする事故が発生しています。

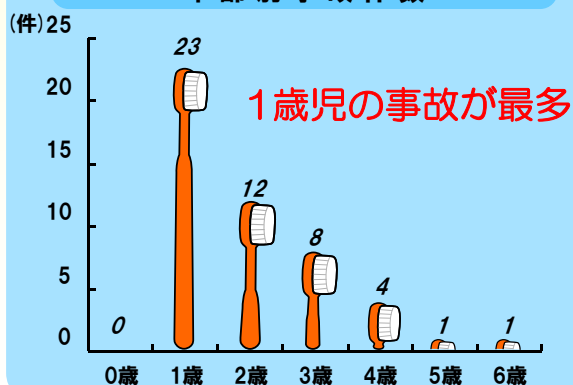
歯ブラシにとがった部分はありませんが、

深く刺さると重大なけがを負うことがあります。

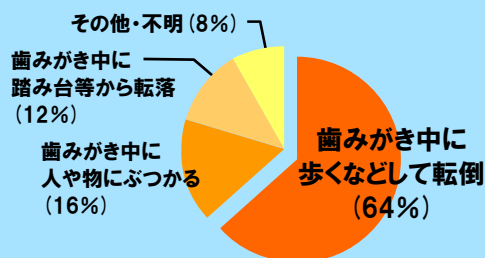
安全な歯みがき習慣を身につけるため、必ず保護者がそばに付き添い、目を離さないようにしましょう。



年齢別事故件数



受傷要因



受傷要因の60%は歯みがき中の転倒

*消費者庁・国民生活センター「医療機関ネットワーク」より
(平成22年12月から平成25年1月末日までに収集された情報を集計)

美容医療サービスを受けるに当たっての確認ポイント ～ 美しくなるはずが、予想外の腫れ・痛み～

消費者安全課

1. こんなにたくさんの相談が！

美容医療サービスに関する全国からの相談件数は、H21年度～H23年度の3年間で5016件となっています。特に、生命・身体に影響がある危害関連の相談件数は年々増加しています。

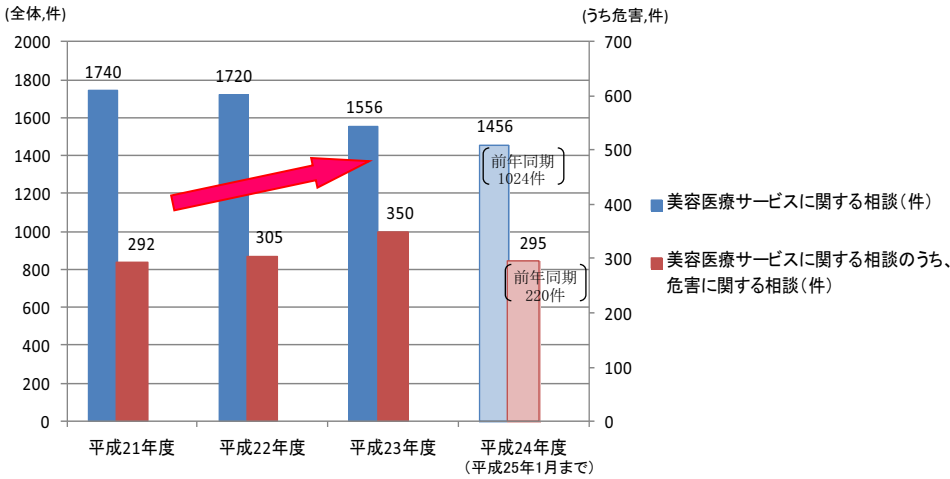


図1 美容医療サービスに関する相談件数



図2 脱毛後に色素沈着が残った例 (女性:わき)

2. 具体的な危害トラブルの実態！

事例1

脱毛

美容クリニックで脱毛を受けている。施術中に痛みがあり、終わってみたら腕や足がミズ腫れ状態になっていた。今日は腫れが引いてきたが、赤く縦に火傷の痕の線が残っている。

(2013年2月 女性20歳代)

事例2

脂肪吸引

上半身、お腹、二の腕の脂肪吸引手術をした。施術前に、術後1ヶ月位は腫れると説明があった。手術して3ヶ月経つが二の腕が上がらず痛みを感じる。重いものが持てずに仕事も休んだ。

(2012年5月 女性40歳代)

事例3

包茎手術

手術前に「切開手術なのに入院をしなくていいか」と聞いたら「その日のうちに仕事に行っても問題がない」と言っていたが、手術後、とても歩ける状態ではなく、地元の別の病院を受診したところ「傷が開いている」と言われ即入院となった。

(2011年11月 男性30歳代)

3. サービスを受ける前に冷静かつ慎重な判断を！

今後、美容医療サービスを受けようと思われる方は、次の4つのポイントを必ず確認してください。

- Q1. ホームページや広告等の情報をうのみにしていませんか。
- Q2. 医療機関に行く前に、受けたい施術や医療機関の情報をきちんと確認しましたか。
- Q3. 施術を決める前に、リスクや施術効果についての説明を求めましたか。
- Q4. その施術、本当に必要ですか。

必ず確認!!

詳しくは

消費者庁 美しくなるはずが

検索

「リコール」ってご存知ですか？

自動車のリコール制度が有名ですが、自動車のほかにも身の回りにあるものによる事故の再発を防止するため、製造事業者等が製品を無償で修理したり、回収等を行うことがあります。こうした無償修理や回収等も「リコール」と呼ばれています。

リコールされた身の回り品による火災等の重大事故は年間100件以上も発生しています。事故は、尊い人命やあなたの財産を奪うことにもなります。事故に遭わないために、リコール情報をキャッチしましょう。

リコール情報を入手するには、いくつかの方法があります。

リコール情報は…

- **新聞の社告、折込チラシ、店頭のパスター**等に掲載されていることがあります。
- 商品を購入した際に、メーカーに対して**ユーザー登録**したりすることや、販売店の会員になることで届く体制を整えている事業者もあります。
- 通信販売で購入した場合は、直接、購入者に届くこともあります。
- **消費者庁**では**リコール情報サイト**を開設しています。会員登録すると新着リコール情報を**メール**でお届けします。

※裏面で消費者庁のリコール情報サイトをご紹介します。

**お使いの製品がリコール対象製品だった場合には、
すぐに使用を中止し、事業者にご連絡してください。**

これが消費者庁のリコール情報サイトです。



☆「重要なお知らせ」、「高齢者・子ども向け商品など」の更新情報や、「新規登録情報」を
リコール メールサービスで（「リコール情報 from 消費者庁」）お知らせします。

メールサービスの登録方法は？

- ① 下記のURLからご登録ください
<http://www.recall.go.jp/>（パソコン用）
<http://www.recall.go.jp/m/>（携帯電話用）
- ② 画面に従って登録を行ってください
 （仮登録完了）
- ③ 仮登録後に登録確認メールが送信されますので、
 登録確認メールに記載のURLをクリックしてください（本登録完了）

パソコンサイト 携帯サイト登録用
登録ページ用バナー QRコード



消費者ホットライン 0570-064-370

(参考)

平成25年4月26日
消費者庁消費者安全課

リコール情報の周知強化に向けた具体的な取組

- TDK株式会社がリコールを実施していた加湿器による火災事故(死亡事故)が発生(平成25年2月)。
- 他の製造・輸入事業者がリコール中の製品による火災等の重大事故は、年間に100件以上発生。
- 今般、消費者庁と経済産業省が連携して、リコール情報の周知の強化のための施策を取りまとめた。

1. 事業者への働きかけ

リコールの実効性を高めるため製造・輸入事業者、販売事業者の取組を推進

(1) 製造・輸入事業者によるリコールの徹底

①リコール取組に係る調査

- ・事業者がリコールを呼び掛けていた製品で、平成24年1月～平成25年1月までに重大事故が発生したものを対象に、回収率や回収のための取組につき調査を実施、結果を公表【消費】
- ・高齢者・子供用製品やリコール開始後に事故が多数再発している製品など28製品について取組状況の点検を実施【経産】

②追加対策の要請

- ・上記①の結果を踏まえ、リコール実施中に重大製品事故が再発した事業者(91社)に対し、リコール徹底のための効果的な追加対策の検討を要請【消費・経産】

(2) 販売事業者のリコール活動への参画

①消費者に対するリコール情報の周知徹底

- ・販売事業者等に対する要請【消費・経産】
 - ✓ 製造・輸入事業者及び行政機関等からの協力要請に応じ、店頭広告等によって積極的にリコール情報の提供に協力すること
 - ✓ 製造・輸入事業者及び行政機関等からの協力要請に応じ、(顧客サービスのための会員制度等を設けている場合には)会員等である消費者へのリコール情報の伝達に協力すること

②製造・輸入事業者への積極的な協力

- ・販売事業者等に対してリコール活動について積極的に協力を求めるよう、製造・輸入事業者に指導【経産】
- ・消費生活用製品安全法に基づく危害防止命令を発出する際には、販売事業者等に対する協力の要請【経産】

③リコール実効性確保に向けた協力体制の構築

- ・大手家電流通事業者や地域家電店等のみならず、高齢者用製品や乳幼児用製品を扱う販売事業者、他の事業者団体にも協力体制を拡大【経産】

2. 消費者への働きかけ

消費者が自主的にリコール情報を入手する意識を持つための取組を推進

(1) 消費者庁リコール情報サイトの周知

- ・関係省庁、地方公共団体、販売事業者団体等と連携し、特に高齢者等が利用する施設等への周知要請やチラシ等を活用した情報発信を実施【消費・経産】

(2) リコール情報の積極的な注意喚起

①リコール製品の毎月の再公表

- ・リコール未対応品により発生した重大事故を定期的に1カ月分ずつまとめて再公表【消費】

②幅広い情報伝達手段を用いたリコール情報の周知

- ・特に注意すべきリコール製品を抽出し、チラシやポスターを作成【消費・経産】
- ・関係省庁や地方公共団体が有する情報伝達手段の活用を目指した体制の整備【消費・経産】

(3) 製品の経年劣化による事故を防ぐための取組

①「長期使用製品安全点検・表示制度」の普及

- ・経年劣化による重大事故の発生を防止するため、所有者情報登録を促進し、制度を周知【消費・経産】

(4) 消費者教育・啓発活動

①リコールについての消費者教育の推進

- ・消費者に対し、自主的にリコール情報を入手する必要性の教育・啓発を実施【消費】
- ・消費生活相談員の教育研修の機会の活用【消費】
- ・関係事業者と連携し、リコール情報の配信等の仕組みを有するユーザー登録を推奨【消費・経産】

②「消費者月間」における周知活動

- ・「消費者月間」中のイベント等の参加者にリコール関連情報を周知【消費】

③消費者団体への協力要請

- ・消費者にリコール情報を効果的に伝える担い手として、消費者団体が果たす役割について意見交換し協力を要請【消費】